

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 山形県

策定：令和 5 年 1 月 1 7 日
変更：令和 6 年 4 月 2 6 日
変更：令和 7 年 6 月 1 6 日

I 収益性向上対策

1 目的

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、競争力強化を図る取組みを加速化させる必要がある。このため、本県の農業について、以下の計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組みを総合的に支援する。 ○農林水産業振興計画 ○農業振興地域整備基本方針 ○水田収益力強化ビジョン ○花き振興計画 ○第 5 次農林水産業元気創造戦略 ○農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 ○果樹農業振興計画 ○やまがた森林（モリ）ノミクス加速化ビジョン（第 3 次山形県森林整備長期計画）	
---	--

2 基本方針

作物名	
土地利用型作物 （水稲、大豆、そば、麦、 子実用とうもろこし等）	「第 5 次農林水産業元気創造戦略」や「水田収益力強化ビジョン」等に基づき、消費者や実需者のニーズに対応した高品質米生産やスケールメリットを活かした低コスト生産、水田の機能を維持しながら水田として最大限活用するための取組みを推進する。 また、飼料用米等の非主食用米、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等においても農地の集積・集約化、機械化一貫体制の確立、新品種導入を推進し、生産コスト低減や生産性向上等により競争力の高い産地の育成を図る。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの 10% 以上の削減 ・集落営農組織への農地集積を促進 ・中心的経営体への機械作業の集約化を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○販売額又は所得額の 10% 以上の増加 ・消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入・生産拡大を推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 ○契約栽培の割合の 10% 以上の増加かつ 50% 以上の契約割合 ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 ○農産物輸出の取組 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の 10% 以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 % 以上又は輸出向け年間出荷量 10 トン以上 ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 ○労働生産性の 10% 以上の向上 ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 ○農業支援サービス事業体の利用割合の 10% 以上の増加かつ 50% 以上とすること ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を 1 年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10% 以上の」とあるのを「6 % を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。

園芸作物	果樹 (対象品目は別紙 1 の 1 のとおり)	「第 5 次農林水産業元気創造戦略」や「果樹農業振興計画」等に基づき、産地力向上のための生産基盤の強化や消費者ニーズに応える生産・販売によるブランド力の強化、集出荷施設の整備等によるコスト低減の取組みを推進し、競争力の高い産地の育成を図る。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進 ・共同又は作業受託により効率的な防除を行う取組みを推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進 ・出荷調整機械の導入により収益性向上に向けた取組みを推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合 ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 ○農産物輸出の取組 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 % 以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上 ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 ○労働生産性の10%以上の向上 ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化 ○ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等を導入し、燃油に依存しない経営への転換を推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。 なお、果樹については、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。
園芸作物	野菜 (その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙 1 の 1 のとおり)	「第 5 次農林水産業元気創造戦略」や「水田収益力強化ビジョン」等に基づき、水田転換畑への野菜の作付拡大や収益性の高い果菜類の栽培導入を推進し、生産性や品質の向上を図りながら、競争力の高い産地の育成を図る。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組みを推進 ・集出荷施設の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進 ・生産性向上や品質向上のための資材導入により収益性向上に向けた取組みを推進 ・水田農業の複合化を強化するため、新たな野菜の導入や産地拡大に向けた取組みを推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合 ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 ○農産物輸出の取組 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 % 以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上 ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 ○労働生産性の10%以上の向上 ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化 ○ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等を導入し、燃油に依存しない経営への転換を推進

		ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を１年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。 なお、野菜において定植後に養成期間を要する永年性の品目については、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。
園芸作物	花き (対象品目は別紙1の1のとおり)	「第5次農林水産業元気創造戦略」や「花き振興計画」及び「水田収益力強化ビジョン」等に基づき、施設花きの生産性の向上や水田転換畑への花きの作付拡大の推進を図り、消費者ニーズへの対応と省力・低コスト生産に重点を置いた競争力のある産地の育成を図る。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・省力化機械の導入による省力化・効率化に向けた取組みを推進 ・集出荷施設の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷又は加工施設のための計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・収益力の高い品目の新たな導入、拡大を推進 ・生産性向上や品質向上のための資材導入による収益性向上に向けた取組みを推進 ・水田農業の複合化を強化するため、新たな花き導入や産地拡大に向けた取組みを推進 ・高付加価値の加工品製造・販売を目指す取組みを推進 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合 ・実需者とのマッチング支援を強化 ・地域企業（食品製造業者等）との連携を図る取組みを推進 ○農産物輸出の取組 ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以上 ・輸出に対応した集出荷貯蔵施設等の整備や機械等の導入、輸出に適した品種・品目の計画的な生産及び出荷等により輸出の取組みを推進 ○労働生産性の10%以上の向上 ・省力化機械の導入により労働時間の削減、労働力不足の解消を推進 ○農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・農業生産を支援するサービスの活用により生産を安定化、効率化 ○ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機の導入面積を産地の50%以上に拡大又は燃油使用量の15%以上の低減 ・省エネ機器等を導入し、燃油に依存しない経営への転換を推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を１年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができることとする。 なお、花きにおいて定植後に養成期間を要する永年性の品目については、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- （1）本事業の推進・指導
本事業の効果的な実施に向け、県関係部局（農林水産部、各総合支庁農業振興課、各農業技術普及課等）、市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会等が連携して推進・指導に当たるものとする。
- （2）地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
県、市町村及び地域農業再生協議会等においては、補助事業に精通した者が主として審査に当たるなどして産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査の精度を高めるように努めるものとする。また、産地パワーアップ計画の作成に際し、地域農業再生協議会等においては、構成員の意見等が適切に反映された計画となるように留意しなければならない。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物		取組要件
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等)		産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)(以下「国要綱」という。)別記2に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。
園芸作物	果樹(対象品目は別紙1の1のとおり)	
	野菜(その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1の1のとおり)	
	花き(対象品目は別紙1の1のとおり)	

② 生産支援事業

対象作物		取組要件
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等)		国要綱別記2に定める要件等を満たす取組みを事業対象とする。 ○助成対象機械及び資材は原則として次のとおりとするほか、別紙2の1に定めるとおりとする。 ① 助成対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。 ② 農業機械の導入に当たっては、山形県特定農業機械導入基準を踏まえないといけないものとする。 ③ 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入及びリース導入(いわゆる単純更新)は助成対象としない。 ④ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械(運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)は助成対象としない。 ⑤ 中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の中古農業機械等を対象とし、故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としない。 ⑥ 助成対象機械及び資材の導入に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。
園芸作物	果樹 (対象品目は別紙1の1のとおり)	
	野菜(その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1の1のとおり)	
	花き (対象品目は別紙1の1のとおり)	

(2) 整備事業

国要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

I 基金事業

1 計画申請時

(1) 整備事業

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書（農業者の場合）など

(2) 生産支援事業

申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログなど

(3) 国要綱第5のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

当該事業の実施要領等に定めのある資料など

2 請求時

(1) 整備事業

出来高設計書、入札関係書類、契約書、施設引渡書、納品書など

(2) 生産支援事業

機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、発注書、売買契約書又はリース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、機械導入の場合は動産総合保険証書の写しなど

(3) 国要綱第5のただし書きにより実施する災害等緊急に対応する事業

当該事業の実施要領等に定めのある資料など

II 整備事業

1 計画申請時

概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書（農業者の場合）など

2 請求時

出来高設計書、入札関係書類、契約書、施設引渡書、納品書など

6 取組主体助成金の交付方法

本県においては、取組主体が県又は市町村である場合等を除き、取組主体助成金は市町村を経由して交付するものとする。
なお、市町村経由で助成金を交付する取組主体に係るものに限り、次に掲げる手続きは市町村を経由して行うものとする。

- ・産地パワーアップ計画の申請・承認
- ・産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告（評価報告）
- ・本事業で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画の報告など

これに伴い、国要綱に定める様式のうち上記に係るものについては、必要な読替えを行ったうえで用いるものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、国要綱等の定めによるほか、県及び市町村が別に定めるところによるものとし、特に以下の事項について十分に留意しなければならない。

(1) 契約に当たっての条件

①基金事業

一般競争入札もしくは複数の業者（原則3社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。

②整備事業

原則、一般競争入札により実施すること。

(2) 助成金の返納

事業要件を満たさないこと等が判明した場合には、交付された助成金の全部又は一部を返納しなければならないものであること。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならないものであること。

(4) 財産の管理等

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数を経過するまでの期間に処分を行う場合には、所要の手続きを行うこと。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を6月30日までに地域農業再生協議会長等に報告すること。

8 その他

産地生産基盤パワーアップ事業補助金（基金事業）の予算枠の配分は、国要綱共通9により算定されるポイントにより行うが、同点の場合は、以下の①から⑥により算定したポイントの合計値が高い取組みを優先する。さらにポイントが、同点の場合には、「⑥その他（重点施策の推進）加算」、「⑤第5次農林水産業元気創造戦略のプロジェクト品目加算」の順にポイントの高い計画を優先する。

項目・配点	ポイント配分（最大58点）	
①認定農業者等加算 [最大10点]	ア 認定農業者等	
	イ 法人化	
②高い生産力加算 [最大15点]		

③農地中間管理機構を活用した農地集積・集約加算 [最大５点]	<table><tr><th>内容</th><th>配点</th></tr><tr><td>農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である</td><td>5</td></tr></table>	内容	配点	農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である	5													
内容	配点																	
農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている経営体である	5																	
④雇用の創出加算 [最大５点]	<table><tr><th>内容</th><th>配点</th></tr><tr><td>外部から常時雇用している経営体である</td><td>5</td></tr></table>	内容	配点	外部から常時雇用している経営体である	5													
内容	配点																	
外部から常時雇用している経営体である	5																	
⑤第５次農林水産業元気創造戦略のプロジェクト品目加算 [最大５点]	<table><tr><th>内容</th><th>配点</th></tr><tr><td>対象作物がプロジェクト品目に該当する</td><td>5</td></tr></table>	内容	配点	対象作物がプロジェクト品目に該当する	5													
内容	配点																	
対象作物がプロジェクト品目に該当する	5																	
⑥その他（重点施策の推進）加算 [最大１８点]	ア 先進性・モデル性等 <table><tr><th>内容</th><th>配点</th></tr><tr><td>先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである</td><td>8</td></tr><tr><td>先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである</td><td>5</td></tr></table> イ 施策適合性（該当する対象作物を選択） <table><tr><th rowspan="2">内容</th><th colspan="2">配点</th></tr><tr><th>土地利用型作物</th><th>園芸作物</th></tr><tr><td>県（第５次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである</td><td>5</td><td>10</td></tr><tr><td>地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること</td><td>5</td><td>—</td></tr></table>	内容	配点	先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである	8	先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである	5	内容	配点		土地利用型作物	園芸作物	県（第５次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10	地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—
内容	配点																	
先進性・モデル性が高くかつ普及性の高い取組みである	8																	
先進性・モデル性が高い取組み、又は普及性の高い取組みのいずれかである	5																	
内容	配点																	
	土地利用型作物	園芸作物																
県（第５次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10																
地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—																

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

農業者の高齢化・後継者不足が進む中で、産地を維持し競争力を高めていくには、新たな担い手となる人材の確保・育成とともに既存の農業用ハウスや樹園地等を有効に活用し、生産基盤を維持・強化する取組が必要である。
このため、本県の農業について、以下の計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する生産基盤の維持・強化を図る取組を総合的に支援する。

- | | |
|---------------|--|
| ○農林水産業振興計画 | ○第5次農林水産業元気創造戦略 |
| ○農業振興地域整備基本方針 | ○農業経営基盤の強化に関する基本方針 |
| ○水田収益力強化ビジョン | ○果樹農業振興計画 |
| ○花き振興計画 | ○やまがた森林（モリ）ノミクス加速化ビジョン（第3次山形県森林整備長期計画） |

2 基本方針

作物名	
土地利用型作物 （水稲、大豆、そば、麦、 子実用とうもろこし等）	○産地において、作付面積又は販売額の維持（増加）を図るため、以下の取組みを推進する。 ・新規就農者や担い手への継承を行うのに必要な農業機械の再整備・改良 ・継承を進めるためのマッチングの実施等の生産装置の継承・強化に向けた取組 ・栽培技術の実証等の生産技術の継承・普及に向けた取組 ○各取組主体において、生産基盤の強化を図るため、以下の取組みを推進する。 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加 ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
園芸作物 （対象品目は別紙1 の1のとおり）	○産地において、作付面積又は販売額の維持（増加）を図るため、以下の取組みを推進する。 ・新規就農者や担い手への継承を行うのに必要な果樹園の再整備・改修、農業機械の再整備・改良、農業用ハウスの再整備・改修 ・継承を進めるためのマッチングの実施等の生産装置の継承・強化に向けた取組 ・栽培技術の実証等の生産技術の継承・普及に向けた取組 ○各取組主体において、生産基盤の強化を図るため、以下の取組みを推進する。 ・国要綱別記2第4の5の（2）イ②に定める重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加 ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 なお、果樹を対象とする取組みの目標年度は、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて、事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定することができるものとする

園 芸 作 物	野菜 (その他地域特産物を含む) (対象品目は別紙1の1のとおり)	○産地において、販売額又は作付面積の維持(増加)を図るため、以下の取組みを推進する。 ・新規就農者や担い手への継承を行うのに必要な農業用ハウスの再整備・改修、農業機械の再整備・改良 ・継承を進めるためのマッチングの実施等の生産装置の継承・強化に向けた取組み ・栽培技術の実証等の生産技術の継承・普及に向けた取組み ○各取組主体において、生産基盤の強化を図るため、以下の取組みを推進する。 ・国要綱別記2第4の5の(2)イ②に定める重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加 ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 なお、永年性の野菜品目を対象とする取組みの目標年度は、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて、事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定することができるものとする
	花き (対象品目は別紙1の1のとおり)	○産地において、販売額又は作付面積の維持(増加)を図るため、以下の取組みを推進する。 ・新規就農者や担い手への継承を行うのに必要な農業用ハウスの再整備・改修、農業機械の再整備・改良 ・継承を進めるためのマッチングの実施等の生産装置の継承・強化に向けた取組み ・栽培技術の実証等の生産技術の継承・普及に向けた取組み ○各取組主体において、生産基盤の強化を図るため、以下の取組みを推進する。 ・国要綱別記2第4の5の(2)イ②に定める重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 ・契約販売率の増加 ・輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 なお、永年性の花き品目を対象とする取組みの目標年度は、収穫までに要する期間等の品目の特性等に応じて、事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定することができるものとする

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
本事業の効果的な実施に向け、県関係部局(農林水産部、各総合支庁農業振興課、各農業技術普及課等)、市町村、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、やまがた農業支援センター等が連携して推進・指導に当たるものとする。
- (2) 地域農業再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
県、市町村及び地域農業再生協議会等においては、補助事業に精通した者が主として審査に当たるなどして産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査の精度を高めるように努めるものとする。また、産地パワーアップ計画の作成に際し、地域農業再生協議会等においては、構成員の意見等が適切に反映された計画となるように留意しなければならない。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物		取組要件
園芸作物	果樹（対象品目は別紙１の１のとおり）	国要綱別記２に定める要件等を満たす取組みとする。 事業対象は、別紙２の２に定める資材、設備とする。
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙１の１のとおり）	
	花き（対象品目は別紙１の１のとおり）	

② 果樹園の再整備・改修

対象作物		取組要件
園芸作物	果樹（対象品目は別紙１の１のとおり）	国要綱別記２に定める要件等を満たす取組みとする。 事業対象は、別紙２の２に定める資材、設備とする。 改植を行う場合の対象品目（品種）は別紙１の２のとおりとする。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物		取組要件
土地利用型作物 （水稻、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等）		国要綱別記２に定める要件等を満たす取組みとする。 事業対象は、別紙２の２に定める補助対象機械及び資材等とするが、以下に留意するものとする。 ・農業機械の導入に当たっては、山形県特定農業機械導入基準を踏まえなければならないものとする。 ・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械（運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）は助成対象としない。 ・中古農業機械等の導入については、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が２年以上の中古農業機械等を対象とし、故障により事業中止とならないよう、導入元の農業機械等取扱店等との定期的な保守点検に係る実施計画を整備している場合を除き、助成対象としない。
園芸作物	果樹（対象品目は別紙１の１のとおり）	
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙１の１のとおり）	
	花き（対象品目は別紙１の１のとおり）	

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組み

対象作物		取組要件
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等)		国要綱別記２に定める要件等を満たす取組みとする。
園芸作物	果樹（対象品目は別紙１の１のとおり）	
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙１の１のとおり）	
	花き（対象品目は別紙１の１のとおり）	

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組み

対象作物		取組要件
土地利用型作物 (水稲、大豆、そば、麦、子実用とうもろこし等)		国要綱別記２に定める要件等を満たす取組みとする。
園芸作物	果樹（対象品目は別紙１の１のとおり）	
	野菜（その他地域特産物を含む） （対象品目は別紙１の１のとおり）	
	花き（対象品目は別紙１の１のとおり）	

（２）整備事業

国要綱に基づき実施するものとする。

５ 取組内容及び対象経費等の確認方法

Ⅰ 基金事業	
１ 計画申請時	申請者の規約、生産装置の継承に係る計画、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、カタログ、既存施設等の写真、園地の位置図、改植図など
２ 請求時	機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、発注書、売買契約書又はリース契約書、借受証、納品書、領収書（支払済みの場合）、機械導入の場合は動産総合保険証書の写しなど
Ⅱ 整備事業	
１ 計画申請時	概算設計書、見積書等の事業費の積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模算定根拠、位置・配置図・平面図、既存施設等の写真、施設の管理運営規程、前年度の青色申告書（農業者の場合）、生産装置の継承に係る計画、技術の継承・普及に係る計画（該当する取組みを行う場合）など
２ 請求時	出来高設計書、入札関係書類、契約書、施設引渡書、納品書など

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

産地パワーアップ計画（基金事業）の認定にあたっては、以下により算定したポイントが高い計画を優先し、同点の場合には、「①成果目標」、「②取組目標」、「③第5次農林水産業元気創造戦略のプロジェクト品目加算」、「④見込まれる継承者数」、「⑤その他（重点施策の推進）加算」の順にポイントの高い計画を優先する。さらにポイントに差がない場合は、「①成果目標」、「②取組目標」の順に目標値が高いもの、「④見込まれる継承者数」が多いものの順に優先する。

項目・配点	ポイント配分（最大39点）	
①成果目標 （ア～イのいずれかで採点） [最大8点]	ア 総販売額の維持又は増加	
	増加率	配点
	10%以上	8
	5%以上10%未満	7
	5%未満	6
	イ 総作付面積の維持又は増加	
	増加率	配点
	10%以上	8
	5%以上10%未満	7
	5%未満	6
②取組目標 （ア～エのいずれかで採点。複数ある場合は平均とする。） [最大8点]	ア 生産コストの削減	
	削減率	配点
	10%以上	8
	5%以上10%未満	7
	5%未満	6
	イ 労働生産性の向上	
	向上率	配点
	10%以上	8
	5%以上10%未満	7
	5%未満	6
	ウ 契約販売率の増加	
	増加率	配点
	10%以上	8
	5%以上10%未満	7
	5%未満	6
	※全販売量に占める契約販売量の比率	

	エ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 <table><tr><td>増加率</td><td>配点</td></tr><tr><td>10%以上</td><td>8</td></tr><tr><td>5%以上10%未満</td><td>7</td></tr><tr><td>5%未満</td><td>6</td></tr></table> ※輸出を新たに開始する場合は8ポイントとする	増加率	配点	10%以上	8	5%以上10%未満	7	5%未満	6									
増加率	配点																	
10%以上	8																	
5%以上10%未満	7																	
5%未満	6																	
③第5次農林水産業元気創造戦略のプロジェクト品目加算 [最大5点]	<table><tr><td>内容</td><td>配点</td></tr><tr><td>対象作物がプロジェクト品目に該当する</td><td>5</td></tr></table>	内容	配点	対象作物がプロジェクト品目に該当する	5													
内容	配点																	
対象作物がプロジェクト品目に該当する	5																	
④見込まれる継承者数 [最大3点]	<table><tr><td>内容</td><td>配点</td></tr><tr><td>見込まれる継承者が5名以上</td><td>3</td></tr><tr><td>見込まれる継承者が2～4名</td><td>2</td></tr><tr><td>見込まれる継承者が1名</td><td>1</td></tr></table>	内容	配点	見込まれる継承者が5名以上	3	見込まれる継承者が2～4名	2	見込まれる継承者が1名	1									
内容	配点																	
見込まれる継承者が5名以上	3																	
見込まれる継承者が2～4名	2																	
見込まれる継承者が1名	1																	
⑤その他（重点施策の推進）加算 [最大15点]	ア 先進性・モデル性等 <table><tr><td>内容</td><td>配点</td></tr><tr><td>先進性・モデル性が高くかつ他地域への波及が見込まれる取組みである</td><td>5</td></tr><tr><td>先進性・モデル性が高い取組み、又は他地域への波及が見込まれる取組みのいずれかである</td><td>2</td></tr></table> イ 施策適合性（該当する対象作物を選択） <table><tr><th rowspan="2">内容</th><th colspan="2">配点</th></tr><tr><th>土地利用型作物</th><th>園芸作物</th></tr><tr><td>県（第5次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである</td><td>5</td><td>10</td></tr><tr><td>地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること</td><td>5</td><td>—</td></tr></table>	内容	配点	先進性・モデル性が高くかつ他地域への波及が見込まれる取組みである	5	先進性・モデル性が高い取組み、又は他地域への波及が見込まれる取組みのいずれかである	2	内容	配点		土地利用型作物	園芸作物	県（第5次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10	地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—
内容	配点																	
先進性・モデル性が高くかつ他地域への波及が見込まれる取組みである	5																	
先進性・モデル性が高い取組み、又は他地域への波及が見込まれる取組みのいずれかである	2																	
内容	配点																	
	土地利用型作物	園芸作物																
県（第5次農林水産業元気創造戦略）及び市町村の施策と適合性がとれた取組みである	5	10																
地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく、需要に応じた米生産に協力していること	5	—																

7 取組主体助成金の交付方法

本県においては、取組主体が県又は市町村である場合等を除き、取組主体助成金は市町村を経由して交付するものとする。
 なお、市町村経由で助成金を交付する取組主体に係るものに限り、次に掲げる手続きは市町村を経由して行うものとする。

- ・産地パワーアップ計画の申請・承認
- ・産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告（評価報告）
- ・本事業で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画の報告など

これに伴い、国要綱に定める様式のうち上記に係るものについては、必要な読替えを行ったうえで用いるものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は、国要綱等の定めによるほか、県及び市町村が別に定めるところによるものとし、特に以下の事項について十分に留意しなければならない。

(1) 契約に当たっての条件

①基金事業

一般競争入札もしくは複数の業者（原則３社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。

②整備事業

原則、一般競争入札により実施すること。

(2) 助成金の返納

事業要件を満たさないこと等が判明した場合には、交付された助成金の全部又は一部を返納しなければならないものであること。

(3) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならないものであること。

(4) 財産の管理等

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数を経過するまでの期間に処分を行う場合には、所要の手続きを行うこと。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を６月30日までに地域農業再生協議会長等に報告すること。

9 その他

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥、土壌改良資材、緑肥及びバイオ炭（以下、堆肥等という）の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、もって農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

県内では近年、堆肥等の施用面積、施用量がともに減少傾向にあり、堆肥を施用している農地は全体の約2割にとどまっている。また、県内の農地土壌の長期的なモニタリング調査において、水田土壌のpHが低下し、交換性塩基、可給態リン酸が減少する傾向が認められており、これらのことから、県内の農地の地力が総じて低下していることが懸念される。このため、県内の関係機関と連携して堆肥等を活用した実証事業をモデル的に実施し、全県的な土づくりの展開に結び付けていく。

3 本事業の推進・指導方針・体制

- （1）本事業の推進・指導
産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（各総合支庁農業振興課、各農業技術普及課）及び市町村等が連携し、推進・指導に当たるものとする。
- （2）産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。
- （3）関係機関における役割分担
県（県の出先機関を含む）：作物・ほ場の選定、堆肥等を用いた土づくりの指導 等
市町村：作物・ほ場の選定 等
J A：堆肥等を用いた土づくりの指導 等
取組主体：堆肥等の調達・運搬・保管・施用、実証ほの設置・運営、土壌及び作物体の分析 等

4 取組要件

- 国要綱別記2に定める要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。
- （1）土づくりの対象とする地域、作物の選定方針
堆肥等による継続的な土づくりの取組の推進は全県的な課題であるため、県内のすべての地域を対象とする。また、農地土壌の生産力の維持・増進の重要性は品目によらないことから、土地利用型作物（水稻、大豆、そば、麦等）、果樹・野菜・花き等の園芸作物を広く対象とする。
 - （2）活用する堆肥等の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針
堆肥、土壌改良資材及びバイオ炭については、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25 年法律第127 号。以下「肥料法」という。）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16 条の2に基づき指定混合肥料として届出がなされたもの（ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。）、又は地力増進法（昭和59 年法律第34 号）第11 条第1 項の政令で定める種類の土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準（昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号）に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。
緑肥については、対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込みまで行うものを対象とする。
堆肥、土壌改良資材及びバイオ炭の施用量は、地力増進法（昭和59年5月18日法律第34号）第3条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の1に規定される家畜排せつ物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準、山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示等をもとに、地域の気象条件、土壌条件および栽培作物等を踏まえて設定するものとする。緑肥の種類や播種量等は、種苗会社のカタログ、県の栽培技術指針や農研機構の技術資料等を踏まえて設定するものとする。また、適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。
 - （3）堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針
堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域及び作物への偏りが生じることがないように留意するものとする。
 - （4）取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施
土壌等の分析は、実証ほ場の選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとする。なお、成果目標とする分析項目は、「土壌診断の手引（山形県農林水産部農業技術環境課）」で改良目標値が示されている土壌の化学性、物理性等に係る項目とし、現地の実態（地目、土壌の種類・状態、作物）に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定する。

[堆肥の選定に当たっての留意事項]

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年5月1日法律第127号）第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものとする。
- ・「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け28消安第4228号、28消安第4230号、28生産第1606号、28生産第1607号、28生産第1602号、28生産第1121号及び28生産第1120号消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局園芸作物課長、生産局技術普及課長、生産局農業環境対策課長、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）を踏まえ、適切に対応するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

- (1) 計画申請時
実証を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、成果目標（現状値）の算出根拠となる資料、見積書等事業費の積算根拠となる資料など
- (2) 請求時
実証を行ったほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績書、土壌分析の結果、納品書・請求書・領収書等支払い実績の根拠となる資料など

6 取組主体助成金の交付方法

本県においては、取組主体が県又は市町村である場合等を除き、取組主体助成金は市町村を経由して交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努めることとする。

8 その他

別紙 1

1 補助対象とする果樹・野菜・花きの振興品目は表1に記載する対象品目のほか、市町村等の重点品目振興計画等に位置付けられた振興品目とする（山菜類、きのこ以外の特用林産物は除く）。

表1（第5次農林水産業元気創造戦略に掲げる園芸関係プロジェクトの取組み品目）

区分	プロジェクト名	対象品目
果 樹	さくらんぼ王国やまがた産地活性化プロジェクト	さくらんぼ
	果樹産地活性化	西洋なし、りんご、ぶどう、もも、すもも、かき、かんきつ
野 菜 （その他地域特産物を含む） ・ 花 き	果菜類産地強化プロジェクト	すいか、メロン、トマト（ミニトマトを含む）、きゅうり、えだまめ、なす、いちご
	茎葉菜類等産地強化プロジェクト	アスパラガス、にら、ねぎ、促成山菜（たらの芽、うるい等）
	花き産地強化プロジェクト	ばら、アルストロメリア、トルコぎきょう、ストック、りんどう、啓翁桜、ダリア、けいとう、紅花

2 果樹の改植を行う場合の対象品目（品種）は表2に記載するもののほか、各産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画に基づく地域特産果樹の品目（品種）とする。

表2（果樹奨励品種、優良品種等）

品 目	品 種 名
りんご	ふじ、つがる、昂林、秋陽、シナノスイート、王林、シナノゴールド、紅みのり、錦秋、はるか、ぐんま名月
ぶどう	生 食 用 デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、スチューベン、高尾、安芸クイーン、ロザリオビアンコ、サニールージュ、クイーンニーナ
	加 工 用 マスカットベリーA、メルロ、シャルドネ
なし	西 洋 な し ラ・フランス、バラード、シルバーベル、オーロラ、バートレット、マルゲリット・マリーラ、メロウリッチ
	日 本 な し 幸水、豊水、あきづき、南水、甘太
もも	生 食 用 川中島白桃、あかつき、ゆうぞら、黄金桃、だて白桃、美晴白桃、まどか、さくら白桃、青空むすめ、陽夏妃
	加 工 用 大久保、もちづき
おうとう	佐藤錦、紅秀峰、山形C12号（やまがた紅王）、ナポレオン、紅さやか、南陽、紅てまり、紅きらり、紅ゆたか
か き	平核無、刀根早生、甘秋
う め	甲州最小、白加賀、豊後、谷沢梅
く り	丹沢、筑波、ぼろたん、
す も も	大石早生、ソルダム、秋姫、太陽、紅りょうぜん、貴陽、サンセプト、サンルージュ、恋花火、サマーエンジェル、秋さやか

（選定理由）

山形県果樹農業振興計画を踏まえて選定された振興品目・品種であり、引き続き需要が見込まれ、競争力のある品目・品種と認められるため。

別紙 2

1 生産支援事業（収益性向上対策）における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
水稲・大豆・ そば・麦・子 実用とうも ろこし等	1 農業機械等の導入及びリース導入 栽培、収穫、調製（色彩選別機に限るに必要な農業機械及び装置 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（育苗用）資材（新設及び機能向上） ※ただし、園芸品目の栽培用として兼用する場合に限る。
果樹	1 農業機械等の導入及びリース導入 動力散布機（SS）、選果機、冷蔵庫、梱包機、結束機、トラクター、管理用機械（乗用を含む）、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 さくらんぼ・ぶどう等施設（パイプハウス（雨よけ含む））、果樹棚の導入（新設及び機能向上）の際の資材、簡易な補助暗きょ・明きょ等の作業労賃、その他果樹の収益力の強化に必要な資材
野菜 （その他地 域特産物を 含む）	1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材（新設及び機能向上）、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きょ・明きょ等の作業労賃、その他野菜の収益力の強化に必要な資材
花き	1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）等の機械化体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、暖房機、かん水設備、電照設備、乾燥機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、処理加工機械・設備、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材（新設及び機能向上）、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きょ・明きょ等の作業労賃、その他花きの収益力の強化に必要な資材

2 生産基盤強化対策における補助対象機械及び資材等

対象作物	補助対象機械及び資材等
水稻・大豆・そば・麦・子実用とうもろこし等	1 農業機械の再整備・改良 トラクター、乗用型田植機、コンバイン、動力噴霧器、灌水ポンプ、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他生産機能の継承に必要な機械・設備
果樹	1 農業用ハウスの再整備・改修 既存のパイプハウスの補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、パイプハウスの再整備に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、パイプハウスの再整備・改修を行う場合のハウスの解体、撤去及び移設（自力施工が困難な場合に限る）、再整備・改修するパイプハウスに設置する加温機、省力灌水装置、多目的細霧冷房装置等の設備 2 果樹園の再整備・改修 既存樹園地の作業性の向上のための作業道の導入又は改良（資材費及び役務費）、果樹の改植等、樹体支持設備（果樹棚、支柱等）や被害防止設備（雨よけ施設、防風ネット等）等の導入、再整備又は改修に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む。）、既存樹園地の設備の解体、撤去及び移設（自力施工が困難な場合に限る。） 3 農業機械の再整備・改良 動力噴霧機（SS含む）、選果機、冷蔵庫、梱包機、結束機、トラクター、管理用機械（乗用を含む）、トレンチャー、補助暗渠用粗穀充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他生産機能の継承に必要な機械・設備
野菜 （その他地域特産物を含む）	1 農業用ハウスの再整備・改修 既存のハウスの補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、パイプハウスの再整備に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、ハウスの再整備・改修を行う場合のハウスの解体、撤去及び移設（自力施工が困難な場合に限る）、再整備・改修するハウスに設置する養液栽培装置、複合環境制御装置、自動カーテン装置、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、多目的細霧冷房装置、ヒートポンプ等の設備 2 農業機械の再整備・改良 トラクター、管理用機械（乗用を含む）、動力噴霧機、播種機、移植機、収穫機、選別機、保冷库、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他生産機能の継承に必要な機械・設備
花き	1 農業用ハウスの再整備・改修 既存のハウスの補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、パイプハウスの再整備に必要な資材（自力施工が困難な場合は施工費を含む）、ハウスの再整備・改修を行う場合のハウスの解体、撤去及び移設（自力施工が困難な場合に限る。）、再整備・改修するハウスに設置する養液栽培装置、複合環境制御装置、自動カーテン装置、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、多目的細霧冷房装置、ヒートポンプ等の設備 2 農業機械の再整備・改良 トラクター、管理用機械（乗用を含む）、動力噴霧機、播種機、移植機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他生産機能の継承に必要な機械・設備